茨城県外国人患者受入環境整備推進事業

多言語遠隔医療通訳サービスのご案内



茨城県では、県内医療機関における外国人患者の受入れが円滑に進むよう、 多言語遠隔医療通訳サービスを提供しています。

外国人患者対応においては、医療文化や習慣の違いに応じて、治療方法や必要な支援内容が変化するため、正確な通訳に加え、文化・習慣への配慮が必要となります。当サービスでは、これに対応できる医療通訳者をご用意しておりますので、外国人患者と医療機関等が相互に安心して受診・診療できるよう、ぜひご利用ください。

サービス概要

利用対象

茨城県内の医療機関・薬局 ※利用登録必須

提供機能

事前予約不要

- ① 電話回線による 電話通訳
- ② 専用アプリによる インターネット電話通訳
- ③ 専用アプリによる ビデオ通訳
- ④ 専用アプリによる 機械翻訳

提供時間

①②④:24時間365日、③:平日8:30~18:00

提供言語 (32言語)

英語、ベトナム語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ポルトガル語、タイ語、 シンハラ語、韓国語、ウルドゥー語、ネパール語、スペイン語、ロシア語、フランス語、 モンゴル語、ヒンディー語、ペルシャ語、広東語、ミャンマー語、ベンガル語、 ラオス語、アラビア語、ダリー語、イタリア語、クメール語、ドイツ語、トルコ語、 台湾語、パシュトー語、ウクライナ語、タミル語、マレー語

※言語によっては、すぐに対応できない場合があります。

茨城県外国人患者受入環境整備推進事業 多言語遠隔医療通訳サービスのご案内

ご利用の流れ

Step 1. サービスの利用登録申し込み

初回のみ

- ◆ 「茨城県外国人患者受入環境整備推進事業利用規程」を確認
- ◆ 利用登録申し込み (利用登録フォーム または 利用登録書のメール提出)
- ◆ 事務局からの登録完了メールを確認 (目安:申し込みから3営業日後)

利用登録フォーム



Step 2. 患者の同意(通訳利用前)

https://forms.gle/bYiAiL5shYioD11z8

◆ 外国人患者から通訳サービスの利用について口頭で同意を得る (同意を得る際、必要な範囲で通訳サービスをご利用ください。)

Step 3. 通訳利用開始

電話通訳

- ◆ 専用電話番号へ発信
- ◆ オペレーターへ希望する言語を伝える
- ◆ オペレーターが通訳者を呼び出し、通訳開始

【参考】機械翻訳・医療通訳の使い分け

機械翻訳

⇒専門性・個別性が低い場面 (例:受付・検査の指示など)

医療通訳

⇒専門性・個別性が高い場面 (例:診察・IC・副作用の説明など)

インターネット電話通訳・ビデオ通訳

- ◆ 専用アプリ(※)から「インターネット電話通訳」または「ビデオ通訳」を選択
- ◆ オペレーターへ希望する言語を伝える
- ◆ オペレーターが通訳者を呼び出し、通訳開始
- ※事前の利用登録に加えて、アプリ(無料)のダウンロードが必要です。 また、アプリのダウンロードにはスマートフォンまたはタブレット端末が必要です。

お問合せ先

●茨城県外国人患者受入環境整備推進事業事務局(受託事業者:メディフォン株式会社)

お問合せフォーム: https://forms.gle/o2ZMaMSfCtuLMDAW7

(委託元: 茨城県保健医療部医療局医療政策課)

お問合せフォーム】

